

福岡県公報

令和八年三月十三日
第六百七十八号
増刊
②

目次

条 例 (第三号)

- 福岡県議会委員会条例の一部を改正する条例 (議会議務局議事課) ……………一
- 福岡県議会会議規則の一部を改正する規則 (議会議務局議事課) ……………二

公布された条例のあらまし

◇福岡県議会委員会条例の一部を改正する条例

- 1 福岡県部制条例の一部改正に伴い、関係常任委員会の名称及び所管事項を改めることとした。
- 2 一 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

条 例

福岡県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十三日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三号

福岡県議会委員会条例の一部を改正する条例

福岡県議会委員会条例(昭和三十一年福岡県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表総務企画地域振興委員会の項から県民生活商工委員会の項までを次のように改める。

総務企画地域振興委員会	十一人	(一) 総務部の所管に属する事項(総務部以外の歳出及び条例に関する事項を除く。) (二) 政策企画部の所管に属する事項 (三) 市町村・地域振興部の所管に属する事項 (四) 選挙管理委員会の所管に属する事項 (五) 人事委員会の所管に属する事項 (六) 監査委員会の所管に属する事項 (七) 他の委員会の所管に属しない事項
厚生環境委員会	十一人	(一) 保健医療介護部の所管に属する事項 (二) 福祉こども政策部の所管に属する事項 (三) 環境部の所管に属する事項
商工労働委員会	十一人	(一) 人材育成・活躍推進部の所管に属する事項(教育及び青少年健全育成に関する事項を除く。) (二) 商工部の所管に属する事項 (三) 労働委員会の所管に属する事項 (四) 企業局の所管に属する事項

別表文教委員会の項中「人づくり・県民生活部」を「人材育成・活躍推進部」に改める。

附 則

- 1 (施行期日)
(経過措置)
この条例は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の福岡県議会委員会条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく常任委員会の委員で次の表の上欄に掲げる委員会の委員長、副委員長及び委員であるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるこの条例による改正後の福岡県議会委員会条例(以下「新条例」という。)の規定に基づく委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、その任期は、旧条例の規定に基づく委員会の委員長、副委員長及び委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

総務企画地域振興委員会	厚生労働環境委員会	総務企画地域振興委員会
厚生労働環境委員会	商工労働委員会	厚生環境委員会
県民生活商工委員会	商工労働委員会	商工労働委員会
文教委員会	文教委員会	文教委員会

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づく常任委員会において審査又は調査中の事件は、新条例の規定に基づきその事件を所管することとなる常任委員会に、それぞれ付議されたものとみなす。

議 会

福岡県議会議規則の一部を改正する規則を次のように定めた。

令和八年三月十三日

福岡県議会議長 藏 内 勇 夫

福岡県議会議規則の一部を改正する規則

福岡県議会議規則（昭和三十一年九月十七日議決）の一部を次のように改正する。
第二条第三項中「六週間」を「八週間」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。